

## 一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファ-ナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル(別名PCB)
- 4 オルト-トリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)

## 二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルト-フタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 削除
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 20 臭化メチル
- 21 重クロム酸及びその塩
- 22 水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)
- 23 トリレンジイソシアネート
- 23の2 ニツケル化合物(24に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 24 ニツケルカルボニル
- 25 ニトログリコール
- 26 パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- 27 パラ-ニトロクロルベンゼン
- 27の2 砒(ひ)素及びその化合物(アルシン及び砒(ひ)化ガリウムを除く。)

- 28 弗(ふつ)化水素
- 29 ベータ-プロピオラクトン
- 30 ベンゼン
- 31 ペンタクロルフエノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩
- 31 の 2 ホルムアルデヒド
- 32 マゼンタ
- 33 マンガン及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。)
- 34 沃(よう)化メチル
- 35 硫化水素
- 36 硫酸ジメチル
- 37 1から36までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

### 三 第三類物質

- 1 アンモニア
- 2 一酸化炭素
- 3 塩化水素
- 4 硝酸
- 5 二酸化硫黄
- 6 フェノール
- 7 ホスゲン
- 8 硫酸
- 9 1から8までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの